

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

交際費支出には今まで以上に税負担の覚悟を

Q：私は、資本金1,000万円の会社を営んでいます。

ところで、今回の改正では交際費の損金不算入割合が引き上げられています。当社の場合どのくらいの影響がありますか。

A：最高で40万円の損金不算入額が増えます。

【解説】

交際費は、原則としてその全額が損金不算入になりますが、資本金5,000万円以下の中小法人については、年400万円（資本金1,000万円超5,000万円以下の場合は年300万円）の定額控除が認められますので、支出交際費のうち、その定額控除枠を超える金額と定額控除枠のうち10%に相当する金額の合計額が損金不算入となっていました。

平成10年4月1日以後開始する事業年度からは、定額控除枠内の交際費の損金不算入割合が10%から20%に引き上げられています。

資本金1,000万円以下の法人の交際費の損金不算入額を、改正前と改正後で比較すると次の表のようになります。

交際費の額	改正前 損金不算入額	改正後 損金不算入額
100万円	10万円	20万円
200万円	20万円	40万円
300万円	30万円	60万円
400万円	40万円	80万円
500万円	140万円	180万円

交際費を支出する場合には、今まで以上に税負担を覚悟しなければなりません。

